

資料解説

藤沢市清浄光寺の時衆過去帳

赤松俊秀

太平記卷第二十六の正行参吉野事に出ている如意輪堂の壁板に連署する有名な記事に、「各名字を過去帳に書き連ねて」とあつて、死を決した一族の覚悟の程を示すのに、過去帳にその名を記すると表現しているのが注目される。又滋賀県坂田郡息長村番場蓮華寺の六波羅南北過去帳は元弘三年五月九日に当寺前で討死自害した六波羅探題一族百三十人以下の人々の姓名を記録しており、群書類従にその全文が収録され、原本は早く国室に指定された。このように過去帳と武士の宗教観念について何か特殊の結びつきがあると思われるのに対して、鎌倉時代の後期から室町時代にかけて、武士に特に信ぜられた時宗の総本山藤沢市清浄光寺には、初祖一遍から三十年代阿上人まで書き継ぎの過去帳の原本二帖を保存していることが判明し、従来史料が欠けているために殆んど注目されなかつた時宗の信者層がかなりよく解るようになった。

さてその内容であるが、甲帖は僧衆、乙帖は尼衆と性別に書き分ける建前が始めから取られていることが注目される。書き始めは甲帖が弘安二年六月で、「時衆過去帳事僧衆思阿弥陀仏」と筆を起し弘安二年六月、乙の部は弘安四年で、「時衆過去帳事僧衆西一房」と書き初められ、以下両帖共に法名と命日が次々に記されている。問題は最初の一行から書き継ぎであるか、それとも最初の内のある部分は一度に書いたのではないかと云うことであるが、厳密の意味では最初から一行宛の書き継ぎではないにしても、弘安五六年頃からは書き継ぎされていることは、実物を見ればすぐ判明するし、僧衆の過去帳の巻頭の欄外に、書き出しの「時衆過去帳事僧衆」とは、同じ筆者であるが、明らかに後から書き入れて「正応二年八月廿三日辰始一遍房」と書かれてあることでも確められる。次の問題はその筆者であるが、書き始めの分が一遍の筆でないことは、今のべた正応二年の一遍入寂の書き入れで明らかである。一遍のあとに時宗教団を主宰した他阿真教がこれを書き始めたものとして恐らく誤りはないであろう。過去帳の書き始めと同一の筆致は同じく清浄光寺所蔵の弘安元年別時番帳にも見出される。

このように二冊の過去帳が鎌倉時代中期よりの書き継ぎの原本であることは確実であるが、それが明らかになると、それを基にして一遍聖絵（聖戒本）一遍上人縁起（宗俊本）、を始めとし、一遍上

人縁起熊野奉納記等の史料的価値を驗することができ、美術史の研究に確實な手懸りを与へることになる。その具体的内容については、ここでは述べないが、それに關聯して、注目されるのは、弘安六年三月死去の僧衆の終阿弥陀仏、弘安四年口月死去の尼衆の西一房を始めとして、間々法名の上に「不」と注されていることである。これは、その往生人が死後極樂に往生していない所謂不往生と判定されたことを示すもので、後世御免の時宗獨特の宗風が一遍の時に早くも始まつていることを物語つている。時宗の特色は帰命戒と稱して、聖に対して文字通り身命を歸して絶対に服従することであり、その代償として、極樂往生が保証される。服従が絶対的でなかつたことが判明した時は、死後でもその往生が取消される、生存中ならば、教団を追放されるのであつた。そのことを端的に表明したものが、この過去帳の「不」である。従つて聖の持つている過去帳は、ある意味でその權威の源であつた。後生の安泰を深く願う者は生前に何とかして過去帳にその名を書き入れて貰うと努めた。応安元年頃に乘阿弥陀仏と記入して貰つた大使入道などがそれで、裏書には現存とあり命日が記入されていない。太平記の過去帳に名字を書き連ねてと云うのも、この気持からであつた。

このように厳しい追放制度も、教団が大をなした南北朝時代以後は、嚴格に実行されなかつたようで、過去帳では延文五年十月十六

日往生の以阿弥陀仏、明德五年二月三日往生の能仏房に各「不」と注されている以後は、「不」は記されていない。追放が寛大になると同時に顯著となつたことは、過去帳の性質が變つてきたことである。今迄は年月を追つて往生人を記入して来たのが、僧衆では応永三年以後、年月日が前後顛倒錯雜し始めるのである。その原因はこの頃から公武の上層階級の先祖の法名を過去帳に書入れることを始めたためであつて、こうなると、過去帳は後世御免の權威の源の意義を失ひ、教団に対する志納の代償としての意義しなくなつて来る。事實、遊行十二代尊徳が応永七年七月に遊行を始めると、過去帳の内容は根本から改められ、台帳が新たに作られ、記入も死者が主ではなく、現存の者で遊行に結縁した者を記入するのが主となつた。従つて法名は記されるが、歿年は全然記されなくなり、その代り裏書に帰依者の身分が詳しく書かれることとなつた。史料として今後重要視されるのは、この裏書の部分である。私が以前の論文で主張した皇室・公卿・武家・庶民に互つて時宗が信者を持つていたことも如実に判明する。その詳細な紹介はここでは控へるが、皇室では、後小松天皇と光範門院が応永卅二年二月二十六日に過去帳に名を列せられた。武家では、高師直・師泰の兄弟が觀應二年二月二十六日に西宮で首を刎ねられると、直ちにその法名が書き込まれたことが注目される。師直等が時宗の信者であつたことは、關太曆や太平

記でも確められる事実である。

このように社会の各層に亘つて多数の信者を持つていた時宗が、
どうして衰頹したかと云うのは、一つの問題であるが、この過去帳
に依ると、過去帳への記入が大量に行われたのは、文明三年六月に
遊行を始めた十九代の他阿の時までであつて、それ以後は次第に減
少している。応仁の乱後急に時宗は衰頹したのである。しかしそれ
でも過去帳の記入は永祿六年に遊行を相続した三十代他阿の時まで
続いたが、そこで中絶している。これは僧衆の過去帳の後記に在る
ように三十一代他阿が西国遊行の際に紛失したためで、それから六
十余年して敦賀西方寺で過去帳は発見され、清浄光寺にかへつた。
その間に清浄光寺で用いられた過去帳も現存している。又僧衆の過
去帳の註記に依ると、院より求められて写本を朝廷に進上したとあ
るが、恐らく後小松院の時のことであらう。

註拙稿「一遍上人の時宗について」(本誌昭和十九年十月号)

対馬——玄海の絶島対馬の考古学的調査——

(東方考古学叢刊 乙種第六冊)

水野 清一・樋口 隆康・岡 崎 敬

この島の重要さは、その地理的環境を考えただけでも明かである
が、従来全く世の人の眼からとざされていたヴェールを取り除かれ
た機会を第一にとらえて、東亜考古学会は昭和二十三年八、九月の
両月、全島のゼネラル・サーヴェイを行つた。本書はその成果報告
である。内容は出土品、神社収蔵品のすべてを網羅しこれらの考古
学的知見を基として、対馬を中心とする上代大陸交渉史を展開して
いる。

内容体裁——図版コロタイプ七十二版、挿図百二十八、図表そ
の他十五、B5版、本文↑和文・英文・三百二十余頁、
定価一千八百円。

申込先——京都市左京区北白川小倉町五〇、京大人文科学字研究
所気付、東亜考古学会。